

アクティビティノート <第 293 号>

2021年6月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2021年6月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目 『「新しい生活様式」と熱中症の予防』 ……p.10～11
3. コラム 『製造物責任（PL法）に関連したよくある問い合わせ
～製造物責任（PL）と製品安全～』 ……p.12～15

TOPICS



「新しい生活様式」と熱中症の予防

新型コロナウイルス感染症は終息する気配が見えない中で、今年も熱中症が心配な季節となりました。感染症対策の「新しい生活様式」と熱中症の予防についてまとめてみました。



製造物責任（PL法）に関連したよくある問い合わせ ～製造物責任（PL）と製品安全～

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「製造物責任（PL）と製品安全」について取り上げました。

1. 相談業務

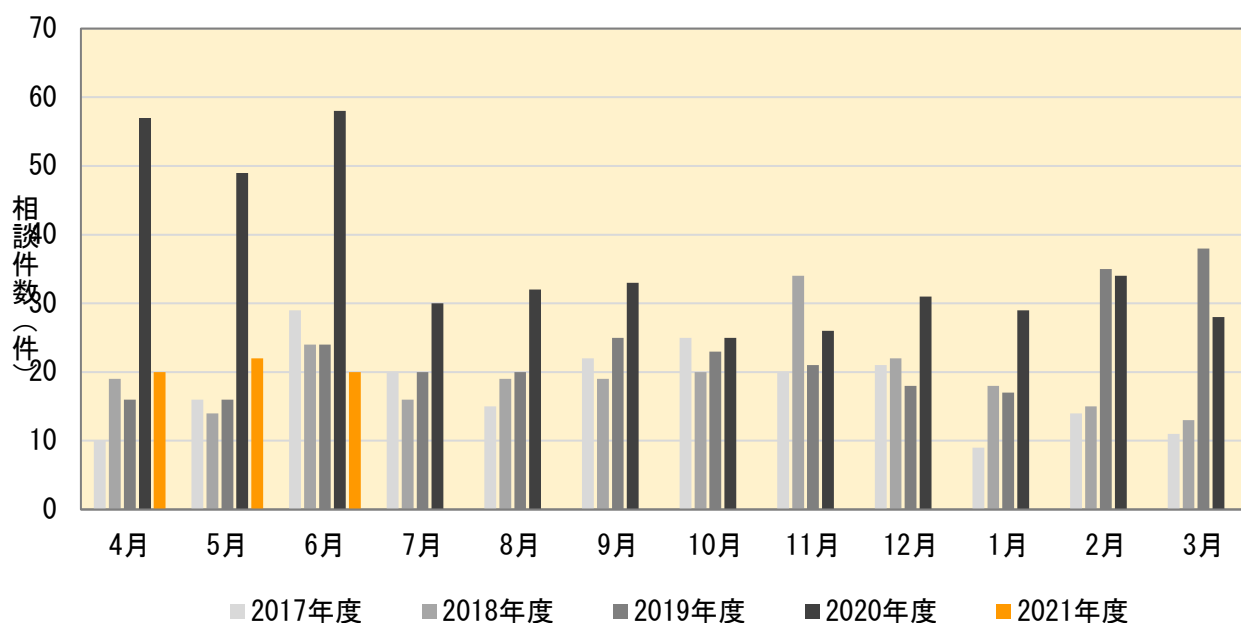
1. 1 相談受付件数

2021年6月度相談受付件数 (5/29~6/25 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	6	4	0	5	0	15	75%
消費生活C・ 行政	2	0	0	1	0	3	15%
事業者・ 事業者団体	1	1	0	0	0	2	10%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	9	5	0	6	0	20	
構成比	45%	25%	0%	30%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2017~2021年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <エアゾールタイプのアリ駆除剤が液漏れして異臭> 20年くらい前に購入したエアゾールタイプのアリ駆除剤を洗面所の棚に保管していた。今日、異臭がするので見てみると棚に敷いていた新聞紙に内容液が漏れており、臭いを嗅いでいるうちに気分が悪くなった。エアゾール缶はビニール袋に入れて外に出しているが、洗面所の臭いは残っている。臭いを消すにはどうすればよいだろうか。製品に表示されている製造元は既になく、成分や対処法などを問い合わせることができない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
⇒内容液が漏れた棚は住居用洗剤でよく拭きとってください。これらの作業の際、マスク、手袋、メガネの装着をお勧めします。臭いが完全に消えるまではしばらく時間がかかると考えられますのでその間は換気を心掛けてください。エアゾール缶の材質がスチール缶の場合、湿気の多い場所や長期間の保管で缶が錆びて穴が開き内容液やガスが漏れることがあります。一般的に殺虫剤などには噴射剤として可燃性ガスが使用されており、漏れた時に火気があると火災に繋がる可能性があります。お伺いした話から、漏れたことに気付かれてから、まだあまり時間が経っていないことから、洗面所内に漏れたガスが滞留している可能性があります。洗面所の換気を十分に行うようにしてください。エアゾール缶は火気のない風通しのよい屋外で新聞紙に中身を出し切ってから、お住まいの自治体の分別方法に従って廃棄してください。
- ◆ <静電気防止スプレーの効果不満について> ○○社の静電気防止スプレー△△を、グラウンドゴルフをする時に着用したジャージとスニーカーに使った。人工芝の破片の付着防止効果を期待したが、一向に効果が感じられない。製造メーカーである○○社に申し出たが、使い方によっては効果が発現しないことがあるとのことで、取り合って貰えなかった。製造メーカーとしての製造物責任があるのではないかと聞いたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥が原因で、使用者に健康被害や財産被害等の拡大被害があった場合の製造業者の損害賠償責任について定められたものです。これを製造物責任と言います。お伺いした話から、本件では被害は発生しておらず、製品の性能・品質に関連した問題と考えられます。○○社のホームページに掲載されている△△の製品情報を見ると、使用状況によっては効果が十分に発現しないことがあることが記載されています。メーカーの窓口での回答の通り、ご使用状況によっては、効果の程度に十分満足いただけないことがあることについてはご理解願います。製品の効果訴求と消費者の感じ方

に差があることについては相談内容をアクティビティノートにて報告します。

- ◆ <洗濯用洗剤のニオイについて> 賃貸の集合住宅の自宅でテレワークをしているが 1 階上の住人の洗濯物のニオイが酷い。大家さんに相談して確認したところ、住人は高齢の女性で、〇〇社の洗濯用洗剤△△を使っていることが分かった。ニオイについて改善したい。地元の消費生活センターに電話したところ、化学製品 P L 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品に使われている成分や安全性に関する情報は持ち合わせておりません。〇〇社にお問い合わせください。一般的に、洗剤や柔軟剤に使われている香料の安全性については、国際化粧品香料協会 (I F R A) が国際的な自主基準を作り、安全性を確保しています。しかしながら、ニオイは人によって快・不快の個人差が大きく、柔軟剤使用者にとっては心地よいニオイでも、周囲の人には不快に感じる方がいるのも事実です。当事者間の話し合いで解決するのが好ましいところですが、使用者の理解を得るのが難しく、なかなか解決に至らないケースも多いようです。適正な使用量で洗剤を使って貰う、より香り (ニオイ) の弱い洗剤に変えて貰う等の具体的な提案をしてみてもはいかがでしょうか。

- ◆ <プラスチック製容器を電子レンジで使用して異臭> P E T 樹脂の食品用容器にパンを入れて電子レンジで加熱したところ、加熱し過ぎてしまい異臭がした。身体に異常はないが、吸い込んでしまっていた場合に発がん性など将来に影響がでることはないか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の安全性に関する見解は製造メーカーにお尋ねください。一般的に、加熱によるニオイを短時間吸い込んだだけでは、身体への蓄積や発がんのリスクに対する影響を過度に心配する必要はないでしょう。プラスチック製の台所用器具は素材によって耐熱温度が異なります。温める食品の種類、量や水分量によって加熱した時に上がる温度は異なり、加熱しすぎると食品が焦げたり変化し、耐熱温度を超えて変形したり破損したりすることがあります。家庭用品品質表示法では、注意表示として電子レンジでの使用可否を記載することが義務づけられており、電子レンジ使用可とされるものは耐熱温度が 1 4 0 ℃以上のものになります。表示をよく確認いただき、適切にお使いください。

- ◆ <業務用食器洗浄機で洗浄したプラスチック製食器のシミ> 自分はある事業所で食事の提供をしている下請け事業者の栄養士である。事業所の業務用食器洗浄機で洗浄したプラスチック製の湯呑に水滴状の茶色いシミが発生し、漂白剤を使用しても落ちないとの相談を現場から受けている。使用した洗浄剤、プラスチックの種類、湯呑以外の食器にシミが発生しているかどうかなどの詳細は確認できていない。何が原因か分かるか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒お伺いした内容だけでは、明確なことは申しあげられません。一般に食品に含まれる色素には、プラスチックと馴染みやすいものがあり、特にカレー粉、ケチャップ、ニンジンなどの色素はプラスチックに染着しやすいとされ、何らかの食品の色素でシミになった可能性も考えられます。また、食品の色素以外では、水に含まれる鉄分が酸化されて鉄錆と

して付着してシミになった可能性が考えられます。鉄分の供給源としては、近くで上水道工事があつた際に上水道管から混入することがあります。回復法として、食品中の色素の場合は塩素系漂白剤で効果が期待できます。鉄錆の場合は塩素系漂白剤の効果は期待できず、還元型の漂白剤をお勧めします。

◆ 事故クレーム関連相談

- ◆ <屋根の錆止め塗装作業で車に塗料が付着> 「屋根の錆止め塗装を業者に依頼し実施。作業終了後に自家用軽自動車を屋根の下に戻した。その後、車のハッチバックに汚れが付着していることに気が付き板金塗装業者に汚れの除去を依頼したところ、汚れは錆止め塗料で落とすことはできない、塗り直しになると言われた。屋根の塗装作業の後に雨が降っていたことから、塗装した錆止め塗料が流れ落ちて車にかかったのではないかと思う。業者に申し出たが、雨で流れ落ちるような塗料は使用していないと対応してくれない」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応してもらえるか。〈消費生活C〉

⇒お伺いした話から、本件は製品の欠陥に由来する製造物責任が関連した案件ではなく、役務上の問題と考えられます。当センターは適切にアドバイスできる立場になく、対応しかねます。

- ◆ <メラミンスポンジの臭いについて> 「2021年の1月ごろに購入した袋入りメラミンスポンジを開封したところ刺激臭がして咳き込んだ。身体に害がないか心配だ。」との相談を受けている。当該品を本人と一緒に消費生活センターで確認したところ、既に臭いはなく咳き込むこともなかった。メラミンスポンジとはどんなもので、どのように考えれば良いのか教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒メラミンスポンジは、メラミンとホルムアルデヒドから作られるメラミン樹脂を発泡させてスポンジ状にして製造されていますが、製造条件によっては原料のホルムアルデヒドが製品中に残留する可能性があります。ホルムアルデヒドは刺激臭のある成分で、一般的に、0.5ppmを超える濃度で臭気を感じられ、1ppmを越えると刺激を感じる言われています。本件については、製品中に少量残留したホルムアルデヒドが原因である可能性があります。個別の製品の品質や安全性については製造メーカーが責任を持つべき事柄ですので、製造メーカーにご確認されると良いでしょう。

- ◆ <布団用除湿シートを使用して塩ビの床にシミ発生> 5ヶ月前に、△△社の布団の下に敷いて使用する洗える除湿シート〇〇を購入し、塩ビの床と敷布団の間に敷いて使用していた。掃除機をかけようと除湿シートを床から除いたところ、直径1mくらいのレモン色のシミが床についていた。シミの位置は寝ている状態で腰とお尻の辺り、除湿シートの色はブルー、床はグレーである。除湿シートには吸湿センサーが付いており、ブルーがピンクに変わったなら干すようにとあるが、干したのは2ヶ月前でその時は気になるようなシミはなかった。シミに気が付いてセンサーを確認したところ、ピンクになっていた。購入した販売店を通して△△社に申し出たところ、△△社が自宅を訪問して対応することになっている。自宅は賃貸住宅で、退去時に原状回復が必要となる可能性があるため、△△社に原状回復を要求したい。訪問の際には管

理している不動産会社に同席を依頼しているところである。除湿シートが原因ではないと否定されないために、事前に原因を確認しておきたい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品についての情報は持ち合わせておらず、原因についての確実な回答はできかねます。まずは、現場と実際の使用状況を確認してもらい、△△社の見解を確認してみてもいいでしょうか。〇〇の情報をインターネットの販売サイトで確認したところ、素材はポリエステルで除湿剤としてはシリカゲルが使用されています。一般情報として、床材の塩ビは軟質塩化ビニルが使われており、軟質塩化ビニルには可塑剤という、油性の成分が含まれています。床に物が圧着した状態で長期間置かれていると可塑剤が染み出し、接触している樹脂の色が移ることがあります。

(https://www.nif.or.jp/about/pfc/pollution_control) 製品に表示されている使用上の注意等を見直し、正しい使用法であったかどうか、また、シミ発生を回避できる情報があったかどうかを確認しておくといでしょう。原状回復となった場合に張替え工事となる可能性がありますので、管理会社に同席してもらうことはよいことと思います。

- ◆ 〈原因不明の臭いで体調不良〉 自宅は賃貸アパートの 2 階である。数カ月前から、変な臭いがするようになり頭痛や息苦しさを感ずるようになった。できるだけ換気はしているが状況は変わらない。臭いは、寒い時期は排ガスのような臭いで、暖かくなったら殺虫剤のような臭いに変ってきている。消防署やガス会社の人、大家さんにも来てもらったが、三者とも臭いは確認できないと言われた。臭いの元は階下からと思うが、何の臭いであるかを特定したい。臭いの成分を特定できる機関を教えてください。化学製品 PL 相談センターは、殺虫剤メーカーから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターから特定の分析機関を紹介することはしていません。独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイトに「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)。それを参考に、ご自身でお調べください。なお、費用は自己負担となります。ただし、一般的に、対象成分が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。自己判断で、体調不良の原因を臭いによるものと限定せずに、医師の診断を受けることをお勧めします。

- ◆ 〈液体の洗濯用合成洗剤で部屋中に刺激臭〉 1 週間前に液体の洗濯用合成洗剤で衣類を洗ったところ、部屋中に刺激臭がし、目が痛くなった。この洗濯用合成洗剤は弱酸性である。洗濯時に洗濯用合成洗剤の成分が何らかの成分と混じり、有害なガスが発生したとは考えられないか。刺激臭は塩素臭ではないが、1 週間たった今でも消えない。臭いを消すにはどうすればよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした話だけでは、刺激臭の原因はわかりかねます。臭いを取るには十分に換気し空気を入れ替えてください。目の痛みが続く場合は眼科を受診することをお勧めします。

- ◆ 〈犬用冷却リングを犬が食べて肝臓障害〉 犬の首に装着し、冷却効果のあるリング〇〇を犬がかじって中身を食べてしまった。吐く等の症状がでたため獣医を受診し入院した。検査の結果

果、肝機能の数値が悪かったが、今は回復して退院している。将来なんらかの影響がでるのではないかと心配である。〇〇はペットショップで購入した物であるが、韓国製で製造メーカーに問い合わせたところ、中身はPCMで安全なものであるとの回答であった。PCMの安全性はどうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒PCMとは相変化材料 (Phase Change Materials) のことで、物質の相変化 (固体⇔液体) に伴う蓄熱性を持つ材料のことです。PCMに使われる物質は様々なものがあり、今回の製品の相変化を起こす温度等からパラフィン系の物質などが考えられますが、〇〇に使われているPCMの成分は不明です。犬が食べた場合の長期に影響については、当センターでは分かりかねますので、製造メーカーに問い合わせ、PCMの具体的な成分情報を入手の上で、獣医師にご相談ください。

- ◆ 〈セスキ炭酸ソーダのスプレータイプ洗剤を吸入〉 主成分がセスキ炭酸ソーダのスプレータイプ洗剤を使用時に、スプレーした霧を少し吸い込んでしまい、舌に違和感があった。今は回復しているが大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の安全性や性能・品質に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品に関することは製造メーカーのお客室相談室にお問い合わせください。セスキ炭酸ソーダ水溶液の液性は弱アルカリ性で眼や皮膚に対して刺激性がありますので、皮膚に付いた時は水でよく洗い流す、口に入った時は水で口をすすぐ、または水を飲む等の処置が必要です。応急処置をしても異常が残る場合は医療機関を受診するのが一般的です。

- ◆ 〈加熱調理用ではないポリエステル製の袋を電子レンジで使用〉 加熱調理用でないポリエステルの袋にスパゲッティを入れて電子レンジで加熱して食べた。少し臭いが付いていたがそのまま食べたところ、気分が悪くなり通院した。体調不良は今朝も継続しているのだが、体に悪いものが残ってしまうことはないのか。発がん性なども心配で知りたい。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の安全性に関する見解は製造メーカーにお尋ねください。一般的に、お伺いした1回の使用だけでは、何らかの成分の身体への蓄積や発がんのリスクを過度に心配する必要はないでしょう。プラスチック製の包装容器材料には耐熱温度があり、加熱しすぎると食品が焦げたり変色し、耐熱温度を超えて強度が低下し変形したり破損したりすることがあります。また、食品用の製品であれば、食品衛生法の規制を受けており、使用できる成分が、安全性の評価されている成分に限定されています。製品の用途や耐熱温度を確認して正しく使用するようしてください。

- ◆ 〈水稻栽培で使用した除草剤で稲が枯れた〉 水稻栽培で飼料用専用品種を栽培している個人事業主である。稲を植えて数日後に〇〇社の水稻用除草剤を△△を使用したところ、目視で約1/3が白く枯れた状態になってしまった。残り2/3についても成育状態はよくない。△△は、過去2年同じ品種に使用して問題なかった実績がある。また、△△の有効成分である××は一部の品種で苗が枯死してしまうことが知られており、農研機構が使用できない品種を公表しているが、使用した品種はその中に含まれていない。〇〇社に申し出たところ担当者が現場確認

に来た。〇〇社からは、白く枯れた状態は××が影響している可能性はあるが、国の許可を得ている製品であり、製品の欠陥によるものとは考えていない。金銭的な補償は難しく、残った水稻の育成を助けるための技術支援や資材の提供を提案されている。△△が影響したのであれば製造物責任法が適用されると思うので、それなりの補償を求めたいが、どのように話を勧めたらよいかアドバイスをしてほしい。〈事業者〉

⇒製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥により、その製造物の使用者が身体被害や財産被害を被った場合の、製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。本件の場合、被害が水稻用除草剤△△の欠陥により生じたものであるか否かがポイントになります。除草剤などの場合、使用状況によって薬害がでることは製品の特性とも考えられ、そのような場合には欠陥とは言えず、製造メーカーに製造物責任はないとされる可能性がありますのでご注意ください。個人で交渉されているようですが、第三者（農協や病害虫防除所等関係機関など）に、交渉または専門的立場からのアドバイスを求められていかがでしょうか。また、今後、交渉が長引くことも考えられるため、過去の使用から、今回の経緯、製造メーカー担当者とのやり取りなど、文書として記録しておくことをお勧めします。

◆一般相談

- ◆ 〈幼児用水彩色鉛筆のカドミウムイエローについて〉 「24年前に自分が使っていた〇〇社製の幼児用水彩色鉛筆を子どもに使わせている。CEマークはついているのだが、有害なカドミウムイエローが使われているのではないかと心配」とのことで相談を受けた。カドミウムと色鉛筆の安全性について対応してほしい。〈消費生活C〉

⇒当センターでは個別の製品の安全性等の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーに問い合わせるよう相談者にお伝えされてはいかがでしょうか。当センターからの一般情報としては、次のようなことが言えます。CEマークは、EUの安全基準条件満たしていることを証明するマークで、製品をEU加盟国へ輸出する際に必要とされています。表示の対象製品は主に電気機器や機械、玩具、医療用機器などで、色鉛筆は玩具に該当します。これにより、玩具中のカドミウムなどの重金属類が接触又は誤飲により健康に影響を与えないように移行限度値（基準値）が設定されています。カドミウムイエローは硫化カドミウムあるいは硫化亜鉛カドミウム系の原料からできている黄色の無機顔料です。カドミウムに由来する有害性があり、有機系顔料などへの代替が進んでいますが、高彩度で不透明性が高いため、置き換えが難しい用途もあるようです。〇〇社のホームページ情報を見ると、幼児用製品についてはCEマークの取得と有機色素を使用しているとされており、通常使用では安全性に問題ないとされています。

- ◆ 〈塩素系カビ取り剤の廃棄方法〉 塩素系のカビ取り剤を廃棄したい、まだ、内容液がかなり残っているがどのようにしたらよいらうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒少量であれば、水道水を流しながら薄めるようにして排水に流してしまっても問題ありません。量が多い場合は一度に半本以上は避け、何回かに分けて廃棄されるとよいでしょう。

- ◆ <別々の場所で塩素系製品と酸性洗剤を使った時の「まぜるな危険」について> 集合住宅の自宅トイレで塩素系の洗剤を使用して、直後に台所でクエン酸の酸性洗剤を使用した。特に異臭はしていないが、配管の中で混ざって有毒なガスが発生していないか心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
 - ⇒塩素系漂白剤は他の製品と混ざり液性が酸性になれば、有害な塩素ガスが発生する可能性があります。下水配管の構造によっては、一時的に排水が配管内で混ざって塩素ガスが発生する可能性は否定できません。しかし、お伺いしたところ異臭はないとのことですので、過度に心配する必要はないと思われます。

- ◆ <殺虫剤の安全性について> 先日、コウモリの駆除作業を業者に依頼して実施した。その時に使用した薬剤は〇〇で、作業員は昼食の際に、〇〇の容器を放置したままその場を離れていた。〇〇は希釈して使用するものであり、もし原液が漏れていたら、近所に迷惑がかかるのではと心配になった。業者に確認したところ漏れていないというが、大丈夫だろうか。近所から苦情がでたわけではないがどうすればよいだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
 - ⇒〇〇の製品の注意事項に、薬剤が漏洩した場合は、吸収性の砂やボロ布等に吸着させ回収する旨の表示があります。しかしながら、業者に確認して漏れていないとのことですので、過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <虫よけプレートの臭い> 軒下にぶら下げて置くだけで、屋内への虫の進入を防ぐ虫よけプレートを使用している。網戸にしているのも、屋内に風が入ってきて虫よけプレートの薬剤の臭いがする。臭い成分を吸い込んでいると思うが、身体に害が及ぶことはないか。虫よけプレートの製品表示を見ると、使われている薬剤はピレスロイド系の殺虫成分である。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
 - ⇒当センターでは製品の成分や安全性に関する情報は持ち合わせておりません。メーカーにお問い合わせください。一般に、ピレスロイドとは、除虫菊に含まれる有効成分の総称で、各種誘導体が合成され広く殺虫剤として利用されています。ピレスロイド系殺虫剤は昆虫類・両生類・爬虫類の神経細胞上の受容体に作用し、ヒトや哺乳類の受容体には毒性作用は無く安全性の高い殺虫剤とされています。過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <スニーカーソールに使われている抗菌剤について> 自分は化学物質過敏症である。購入したスニーカーに抗菌剤が使用されていた。製造メーカーにどのような抗菌剤が使われているのか問い合わせる回答を待っているところだが、一般的な話として、抗菌剤とはどんな成分なのか、またどのくらい効果があるのか。〈消費者〉
 - ⇒一般的な抗菌剤としてよく使われるものに界面活性剤の一種や銀などがあります。どのような抗菌剤を使うかは、製品群によって異なり、また同種の製品でも製造メーカーによっても違うと思われます。抗菌剤には菌を増やさないようにする効果があり、ソールに入れることで雑菌の繁殖による臭いを防ぐ等の効果が期待できます。効果の詳細についてはスニーカーの耐用期間や商品の特性、取り扱い方などによっても変わるのでメーカーに確認されるとよいでしょう。



「新しい生活様式」と熱中症の予防

新型コロナウイルス感染症は変異株による感染拡大などいまだに終息する気配が見えない中、今年も熱中症が心配な季節となりました。しかしながら、熱中症は、発症メカニズムが解明されており、正しい知識を持ち備えることで予防することが可能です。環境省が中心となり、関係省庁が連携して熱中症の予防・対処法の普及啓発に努めています。¹⁾ 手洗いの励行、マスクの着用など新しい日常生活のあり方と熱中症の予防を両立しましょう。



熱中症はどうして起こる？

人間の身体は、常に 37℃ 程度の体温を保つことで体の働きを保つ仕組みになっています。夏になって気温が高くなったり、激しい運動などで筋肉がエネルギーを消費して熱が発生したりすると、体の中に熱が溜まって平常時より体温が上昇してしまいます。

そのような場合でも汗をかくことで水分が皮膚から蒸発し、皮膚温度が下がれば熱は体の外に逃げていきます。しかし、体の中に水分が十分になく汗がかきにくいときや、湿度が高く汗が蒸発しにくいときには、汗が蒸発しにくくなり、体の熱を逃がすことができなくなります。そうすると体の中に熱が溜まって体温が高くなり熱中症となってしまいます。

どこで、誰が、熱中症になっている？

熱中症は、労作性熱中症と非労作性熱中症の二つに大きく分けられます。日差しが強く気温の高い暑い日中に、外で働いている人や、運動をしている人になるものと思われがちですが、それだけではないのです。2つの熱中症を表にまとめると下記のようになります。

	労作性熱中症	非労作性熱中症
年齢	若年～中年	高齢者
性差	主に男性	男女差なし
発生場所	屋外、炎天下	屋内（熱波で急増）
発症まで時間	数時間以内で急激に発症	数日以上かかって徐々に悪化
筋肉運動	あり	なし
基礎疾患	肥満体質がやや多い	心疾患、糖尿病、脳卒中後遺症 精神疾患、認知症
予後	良好	不良（後遺症が残る）

消防庁が、昨年度(2020年)の熱中症の発生状況をまとめています。²⁾

救急搬送された方は、6月から9月の4ヶ月間では64,869名います。まず、「どこで」ですが、住居で熱中症になった方は全体の43.4%に上ります。「誰が」は、65歳以上の高齢者が、全体の57.9%になります。さらに東京都23区に限って東京都監察医務院がまとめた結果³⁾では、熱中症で亡くなった方200名の中で、65歳以上の高齢者は89%を占めており、亡くなった場所は、屋内が93%でした。また、屋内で亡くなった方のエアコンの使用状況を見ると90%の方がエアコンを使っていない(非所持者を含む)という状況が確認されています。高齢者の方が、屋内において熱中症で亡くなるという非労作性熱中症が多いという実態が見えてきました。



新型コロナウイルス感染症と熱中症対策

マスクをつけることで、外の空気を体内に取り込む呼吸が行いにくくなり、体に熱がこもりやすくなります。また、高齢者は暑さや喉の渇きを感じづらく体に起きている異変にも気づきにくくなります。コロナ禍における熱中症対策として、下記の5つの点に気を付けましょう。⁴⁾

- 屋外で人と2m以上離れているときはマスクをはずしましょう。
- 涼しい服装を心がけ、外出の際には帽子や日傘を活用しましょう。
- 1日あたり1.2Lを目安に積極的に水分を補給しましょう。
- エアコンを積極的に活用し、使用中もこまめに換気をしましょう。
- 暑さに備え、汗のかきやすい体にするため、適度な運動をこころがけましょう。

暑さ指数と熱中症警戒アラート

熱中症対策に役立つ情報としては、環境省と気象庁が全国の熱中症の危険度を「暑さ指数」として毎日公開しています。⁵⁾ この暑さ指数は気温以上に大きな影響を与える湿度や日差しの強さなど熱中症の起きやすさを算出した指数で、日本地図上に現在の危険度と翌日の予報の両方が公開されています。日頃から身の回りの状況や、外出や運動の予定などもこの情報を見ながら予定を立てれば、熱中症は防げることを改めて考えてみましょう。

【参考にした情報】

- 1) 環境省 熱中症予防情報サイト：<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- 2) 消防庁 令和2年の熱中症による救急搬送状況：
<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/neccyuusyouennnpou.pdf>
- 3) 東京都監察医務院 令和2年夏の熱中症死亡者の状況：
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kansatsu/oshirase/R02-heatstroke-sokuhou.html>
- 4) 熱中症予防×コロナ感染防止で「新しい生活様式」を健康に！：
http://www.wbgt.env.go.jp/https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#covid-19
- 5) 気象庁 「熱中症から身を守るために」：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>



製造物責任 (PL法) に関連した よくある問い合わせ ～製造物責任 (PL) と製品安全～

事業者の方から、基本的な質問を受けることがあります。例えば・・・

「化学物質を取り扱う際に守らなければならない法律にはどんなものがあるのか？」

「ある製品の製造・販売を計画しているが、製造物責任 (PL) を問われないようにするにはどうしたらよいか？」

「製品欠陥を出さないようにするにはどうしたらよいか？」

事業規模の大きな企業であれば、研究開発、製造、販売、法務等の専門性の高い部署があるので、自社内で解決できる問題であっても、事業規模の小さな企業であったり、新規に起業しようとしている場合であったりすると、少人数で何でもこなさなければならず、お困りになって相談にこられます。

今回は、こうした質問に対して、参考になりそうなインターネット上のサイトを紹介します。

化学物質に関連した法律

独立行政法人製品評価技術基盤機構のHPに「化学物質に関する法律 (関連機関等へのリンク集)」

図-1 化学物質に関する法律

有害性		曝露		消費者		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄									
		労働環境	労働環境	労働環境	労働環境	労働環境	労働環境	労働環境	労働環境	労働環境									
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法																	
	長期毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器等法	家庭用品品質表示法	有害家庭用品規制法	(シックハウス等) 建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法 (化審法)	化学物質排出把握管理促進法 (化管法)	化学物質排出把握管理促進法 (化管法)	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等		
生活環境 (動植物を含む) への影響																			
オゾン層破壊性 地球温暖化																			
化学兵器転用																			

独立行政法人製品評価技術基盤機構HPより転記

1) があり、日本の主な化学物質に関する法律体系が示されており、それぞれの問い合わせ先にリンクが張られています。

取り扱う化学物質が分かっている場合には、該当する化学物質の安全データシート (SDS) を取引先から取り寄せ、その中の「適用法令」を見れば、その化学物質にどのような法規制が掛かっているかを知ることができます。

SDS は厚生労働省の職場のあんぜんサイトの「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」²⁾ から、ご自身で検索することもできます。

- 1) 独立行政法人製品評価技術基盤機構、「化学物質に関する法律 (関連機関等へのリンク集)」
<https://www.nite.go.jp/chem/hajimete/lawquery.html>
- 2) 厚生労働省、職場のあんぜんサイト、「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx

製造物責任 (PL) 法について

製造物責任 (PL) 法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定められた、6 カ条からなる法律です。より詳細な規定があるわけではありませので、条文を正しく理解することが大切です。消費者庁の「製造物責任 (PL) 法の逐条解説」³⁾ に詳しく解説されており参考になります。

また、実際の裁判の判例を見ることで理解が深まりますが、過去の訴訟は消費者庁の「PL 法関連訴訟一覧」⁴⁾ にまとめられています。

- 3) 消費者庁「製造物責任 (PL) 法の逐条解説」、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/
- 4) 消費者庁「PL 法関連訴訟一覧」、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act/

製品安全の取り組みについて

製造物責任 (PL) 法で言う「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠く概念と定義づけられており、製品安全への取り組み = PL 法対応とすることができます。製品安全への取り組みは企業の一部門に課せられる課題ではなく、経営トップのリーダーシップの元に全社で取り組むべきものとされています。取り組むべき内容は多岐に渡ります。

まずは、製品安全管理態勢を如何に構築し、常に維持・改善を行いながら機能させていくかが問題になります。製品安全実現のためには、設計・開発段階でのリスクアセスメント、製造工程での品質管理、販売後のクレーム、事故情報の収集と製品改善への反映が必須です。

これらの取り組みについては、経済産業省の HP に参考とすべきガイドが掲載されており参考になります。^{5) ~ 8)}

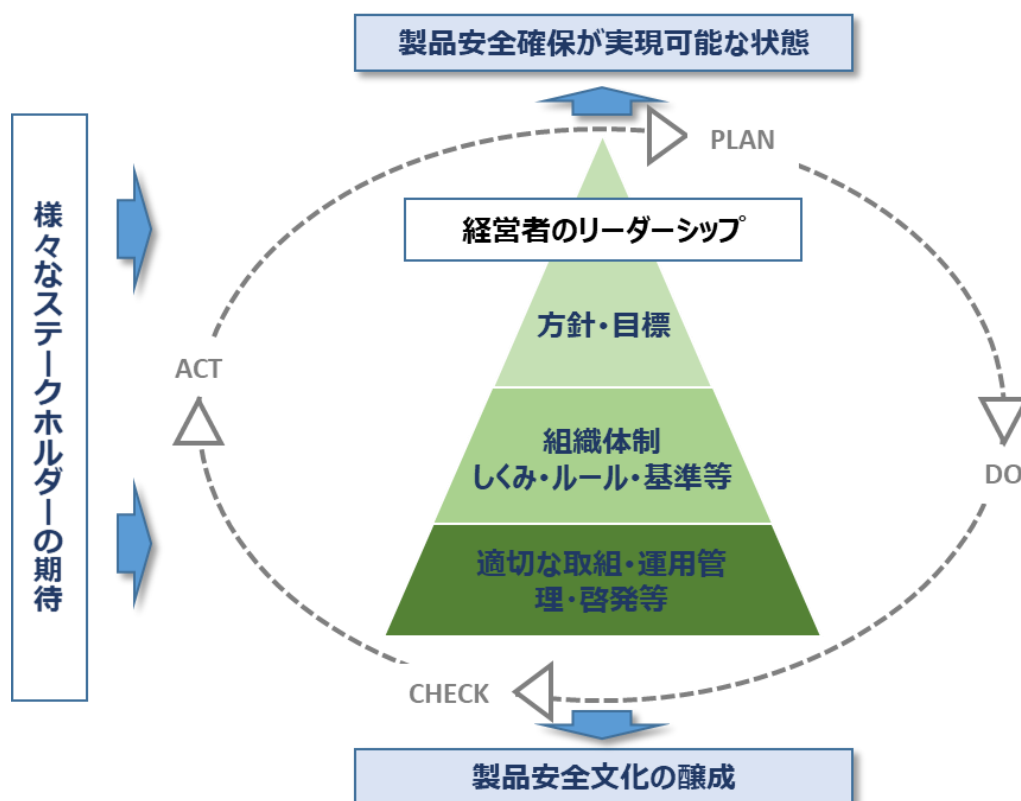


図-2 製品安全管理態勢の概念

経済産業省「製品安全に関する事業者ハンドブック」より転記

5) 経済産業省、製品安全ガイド、事業者の皆様へ

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html

6) 経済産業省「製品安全に関する事業者ハンドブック」

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/jigyohandbook.pdf

7) 経済産業省「消費生活製品向けリスクアセスメントのハンドブック(第一版)」

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

8) 経済産業省「リスクアセスメント・ハンドブック実務編」

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf

GHS対応について

GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム; Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)とは、国連が制定する、化学品(物質および混合物)の危険有害性(hazard)の分類基準と表示方法(ラベルとSDS)を定めた制度です。有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または提供する際に、対象化学物質の危険・有害性を一定の国際基準に従って分類し、その結果をラベルやSDS(安全データシート)に反映させ、災害防止および人の健康や環境の保護に役立てようとするもので、グローバルに各国で導入が進められています。

日本では、化管法、安衛法、毒劇法で指定された化学物質やそれを含有する混合物について、GHS に基づく SDS (安全データシート) の交付やラベル表示が義務化または努力義務とされています。詳しくは、厚生労働省の「安衛法におけるラベル表示・SDS (安全データシート) 提供制度」⁹⁾ で解説されています。

化学物質や化学製品を扱う場合には GHS に基づく情報伝達を行うことが、PL 対応となります。特に B to B の場合には必須となります。一般消費者向けの家庭用品については日本国内において法律上の明確な GHS 表示の義務はありませんが、家庭用塗料、家庭用接着剤、家庭用洗剤 (一部の製品) 等で採用されており、各業界団体から自主的な GHS ラベル表示の基準やガイドラインが公開されています¹⁰⁾。

9) 厚生労働省、「安衛法におけるラベル表示・SDS (安全データシート) 提供制度」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

10) 独立行政法人製品評価技術基盤機構、「消費者製品への GHS ラベル」

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_products.html

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。